

議案第19号

博物館の登録に関する規則の一部改正について

博物館の登録に関する規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹



## ◇博物館の登録に関する規則の一部改正について

### 1 改正理由

博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の一部改正（令和5年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行う。

<p><b>&lt;博物館法の主な改正内容&gt;</b></p> <p><b>I 法律の目的及び博物館の事業の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的に文化芸術基本法の本質に基づくことを追加</li> <li>・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加</li> <li>・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化</li> </ul> <p><b>II 博物館登録制度の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に</li> <li>・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査</li> <li>・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し</li> </ul> <p><b>III その他の規定の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に</li> <li>・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める</li> <li>・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化</li> <li>・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）</li> </ul>
--

### 2 改正概要

- (1) 規定中引用する博物館法の条項を改める。
- (2) 博物館法施行規則の改正に伴い、都道府県が博物館の登録を行うに当たり参酌すべき基準を改正・策定する。
- (3) 博物館相当施設の施設や取消しに係る規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

### <参考>県内の現状

登録博物館 (※1)	指定施設（博物館相当施設） (※2)	博物館類似施設 (※3)
7館	0館	44館
<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥取県立博物館</li> <li>○鳥取市歴史博物館（やまびこ館）</li> <li>○鳥取市こども科学館</li> <li>○鳥取民藝美術館</li> <li>○渡辺美術館</li> <li>○倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館</li> <li>○米子市美術館</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○もちがせ流しびなの館</li> <li>○鳥取県埋蔵文化財センター</li> <li>○鳥取市青谷上寺地遺跡展示館</li> <li>○青山剛昌ふるさと館</li> <li>○植田正治写真美術館</li> <li>○鳥取県立大山自然歴史館</li> <li>○日南町美術館</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

※1 博物館法に基づき都道府県・指定都市から登録を受けた博物館

※2 博物館法に基づき都道府県・指定都市又は国から指定を受けた施設

※3 博物館法に基づく登録も指定も受けていないが博物館に類する活動を行う施設

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第1条 博物館の登録に関する規則(昭和27年鳥取県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録原簿)</p> <p>第1条 博物館法(以下「法」という。) <u>第14条第1項に規定する</u>博物館登録原簿は、別記第1号様式による。</p>	<p>(登録原簿)</p> <p>第1条 博物館法(以下「法」という。) <u>第10条の規定に基き、鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>に備える博物館登録原簿は、別記第1号様式による。</p>
<p>(登録申請書)</p> <p>第2条 <u>法第12条第1項の</u>登録申請書は、別記第2号様式により、教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(登録申請書)</p> <p>第2条 <u>法第11条の規定による</u>登録申請書は、<u>公立博物館にあつては別記第2号様式、私立博物館にあつては別記第3号様式</u>により、教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第3条 <u>法第12条第2項第3号に規定する</u>教育委員会の定める書類は、博物館資料の目録とする。</p>	
<p>(登録の基準)</p> <p>第4条 <u>法第13条第1項第3号から第5号までに規定する</u>教育委員会の定める基準は、別表のとおりとする。</p>	
<p>(変更届)</p> <p>第5条 <u>法第15条第1項の規定による</u>変更の届出は別記第3号様式により、教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(登録事項等の変更)</p> <p>第3条 <u>法第13条第1項の規定による</u>登録事項等の変更については別記第4号様式により、教育委員会に届け出なければならない。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年9月及び3月の末日現在により、それぞれ翌月10日までに届け出るものとする。</p>
<p>(教育委員会への定期報告)</p> <p>第6条 <u>法第16条の規定による</u>運営の状況の報告は、別記第4号様式により、事業年度の終了後速やかに、教育委員会に提出しなければならない。</p>	
<p>(博物館の廃止届)</p> <p>第7条 <u>法第20条第1項の規定による</u>博物館の廃止の</p>	<p>(博物館の廃止)</p> <p>第4条 <u>法第15条第1項の規定による</u>博物館の廃止の</p>

届出は、別記第5号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

(公表)

第8条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その都度インターネットその他の方法により当該各号に定める事項があった旨を公表するものとする。

- (1) 法第11条の登録をしたとき
- (2) 法第15条第2項の変更登録をしたとき
- (3) 法第19条第1項の規定による登録の取消をしたとき
- (4) 法第20条第2項の規定による登録の抹消をしたとき
- (5) 法第31条第1項の規定による指定をしたとき
- (6) 法第31条第2項の規定による指定の取消をしたとき

(博物館に相当する施設の指定の申請)

第9条 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下「省令」という。)第23条第1項の指定申請書は、別記第6号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

2 省令第24条第1項第2号から第4号までに規定する教育委員会の定める基準は、別表のとおりとする。この場合において、別表体制の項及び施設及び設備の項中「博物館資料」とあるのは「資料」と、体制の項中「博物館を」とあるのは「法第31条第1項の規定による指定を受けた施設(以下「指定施設」という。)を」と、職員の項及び施設及び設備の項中「博物館の」とあるのは「指定施設の」と、職員の項中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、施設及び設備の項中「博物館を」とあるのは「指定施設を」とする。

別表(第4条関係)

項目	基準
体制	1 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号及び施設及び設備の項第1号において同じ。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関

届は、別記第5号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

(公示)

第5条 教育委員会は、次に掲げる事項については、その都度鳥取県公報により公示するものとする。

- (1) 法第10条の規定による登録をしたとき
- (2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき
- (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消をしたとき
- (4) 法第15条第2項の規定による登録をまつ消したとき

	<p>する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。</p> <p>2 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>3 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用しうる体制を整備していること。</p> <p>4 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。</p> <p>5 単独で、又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p> <p>6 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。</p> <p>7 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。</p>
職員	<p>1 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。</p> <p>2 学芸員が置かれていること。</p> <p>3 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。</p>
施設及	<p>1 博物館資料の収集、保管及び展</p>

び設備	<p>示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。</p> <p>2 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>3 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。</p> <p>4 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館を利用する上での困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。</p>
-----	--

第2条 博物館の登録に関する規則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第1号様式

博物館登録原簿

登録番号 \_\_\_\_\_

登録（変更）年月日	設置者の所在地	設置者の住所	博物館の名称	博物館の所在地	備考

備考

- 1 設置者の住所の欄は、公立博物館にあつては記入は不要とする。
- 2 登録事項に変更があつた場合は変更年月日と変更した事項のみ記載すること。

博物館登録申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 添付書類
  - (1) 博物館の設置に関する条例又は登記事項証明書の写し
  - (2) 館則の写し
  - (3) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
  - (4) 当該年度における事業計画書及び予算書又は収支の見積に関する書類
  - (5) 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面
  - (6) その他法第13条第1項各号のいずれにも該当することを証する書類

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。

別記第3号様式

博物館登録申請書変更届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更する事項の内容
  - (1) 変更年月日
  - (2) 変更事項
- 2 変更の理由

別記第4号様式

博物館定期報告書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第16条の規定により、 年 月 日時点の当館の運営の状況について下記の事項を添えて報告します。

記

- 1 当該年度の運営状況を示す書面
- 2 当該年度の事業概要を示す書面
- 3 当該年度新たに整備し、又は廃止した博物館資料の目録

別記第 5 号様式

博物館廃止届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第20条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録番号
- 6 廃止年月日
- 7 廃止の理由
- 8 廃止後の処置

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式

指定申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

博物館法第31条の規定により、下記施設を博物館に相当する施設として指定されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設置者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 設置者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 3 設立年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地
- 6 添付書類
  - (1) 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたものの内容がわかる書類
  - (2) 博物館法施行規則第24条第1項各号のいずれにも該当することを証する書類

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。